

令和元事業年度

監事の監査報告書

監 事 監 査 報 告 書

監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項^{*1}及び第 38 条第 2 項^{*2}の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の 2019 事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2020 年 8 月 4 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監 事 三宅 正純 ㊞

監 事 小林 洋子 ㊞

¹ 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

² 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

記

I 監査の結果^{*3}

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。なお、新型コロナウイルスに対する危機管理体制として、いち早く感染症対策本部を立ち上げ、政府や自治体の方針を踏まえた感染防止対策や事業継続計画を策定し、職員およびパートナー等の健康と安全を最優先に、重要事業の継続を図ってきたことを、特筆すべき事項として認めます。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、監査覚書にて指摘された改善事項への適切な対処を検討願います。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018年9月3日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

³ 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)にほぼ従った書き方とした

II 監査の方法及びその内容

監事は、「2019 年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、次の通り、監査を行いました。

1. 監査の進め方

ア 監事は、理事長と監事との間の了解^{*4}に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

2019 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。なお、監事が指摘したその他懸念事項については適切に調査及び改善措置が行われました。

ウ 監事は、「監査役監査基準」^{*5}及び「監事監査指針」^{*6}を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2019年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

⁴ 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

⁵ 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

⁶ 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定、令和 2 年 3 月 13 日改訂

2. 2019 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

(1) 重点監査

監事は、社会状況、機構の運営状況などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、2019 年度は、「経営・事業方針 2019」の重点項目として以下の確認を行いました。

ア 一般管理業務／間接業務の改善(内部管理業務再構築を含む)

- 総務系管理業務の定型化、請負化を通じて、経費削減効果を含む業務の効率化が図られた事例を確認しました。今後は、全社的なビジネスサポートセンター(JBSC)サービスへの統合に向けて、さらなる非定型業務の改善、組織横断的な業務の効率化が課題であると認識しています。
- 総務部を中心に、法務関係業務経験者等による「法務系連絡会」を定期的
に開催し、JAXA 内外の知見の集約と共有を図っていることを、組織横断的な課題の共有、人材育成に資する好事例として認めました。将来的には事務系職員の専門家としての育成、関連業務の効率化を目指した仕組みに発展することを期待します。

イ 財務会計プロセスの改善

- 財務会計システムの改修については、限られた資金枠の中、現場業務の効率化と品質・信頼性向上を最優先とした改修が全社的に検討され、その結果、現場業務への影響を解消することができたと認めます。
- 今後は、更なる効率化を目指し、調達部／財務部が中心に進めている内部管理業務再構築資金系サブチームによる調達プロセス改善検討において、全体最適なプロセスと業務の定型化が図られるよう、引き続き、全社的なコンセンサスを確認しながら検討を進めていくことを期待します。

ウ プロジェクト業務改革の浸透

- 監査を通じて、研究開発業務において、プロジェクト業務改革が定着しつつあることを確認しました。特に、プロジェクト準備段階における見積もり精度の向上やリスク低減を徹底し確認するプロセスが運用されていることを確認しました。
- 今後、国際宇宙探査等の将来ミッションに向け、若手職員を中心にプロジェクトマネージャ(PM)／システムエンジニア(SE)の資格取得や人材育成に努めるとともに、過去の経験・知見を活かせるような普及啓発、教育活動の推進を期待します。

エ 重要インフラの確実な維持・整備(特に老朽化対策)

- 経営推進部や施設部を中心に、JAXA事業に重要な打上げ施設設備等への老朽化対策が立案され、予算処置の方針も確立しつつあることを確認しました。
- 一方で、事業所の監査においては、職場環境維持、防災、老朽施設の廃棄

を含む施設整備の予算獲得に苦慮しているとの声を多く受けました。特に、職員やパートナーの安全確保の観点での対策が急務な施設も現場確認しましたので、経営の最優先事項としての予算要求検討をお願いします。

オ 働き方改革の推進／一般事業主行動計画の達成

- 監事は、一般事業主行動計画について、年休およびワーク・ライフ・バランス（WLB）休暇取得等の主要目標が、監査した部署において達成されていることを確認しました。
- また、職員の健康面では、ストレスチェックの結果等を活用し、事業所単位での衛生委員会や職場において、勤務環境の改善等の対応を実施していることを確認しました。
- さらに、部署監査においては、チャレンジングな仕事に従事していることが、職員のやりがいにつながり、ストレス度を緩和しているとの評価も確認しました。
- 引き続き、勤務環境の改善に努めるとともに、常に職員の業務に対する意欲を高めるための方策として、経営層から職員への適切なメッセージを発信する等に配慮していただくことが重要であると考えます。

カ 外部連携

- 監事は、各事業所の監事監査の機会を活用して、地方自治体、大学等との連携状況を確認し、防災、産業振興、教育、広報等の分野での協力が具体化しつつあることを確認しました。特に、地球観測衛星データを利用した防災に係る連携協力の成果については、他の自治体や大学との連携強化に活用していただくことが重要と考えます。
- 今後は、各事業所とJAXA内共通事業部門（広報、教育センター、新事業促進部等）とのなお一層の連携を図り、協力相手先からJAXAとの協力による成果が高く評価されるよう期待します。

(2) 経常監査

ア 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、人材育成委員会、安全審査委員会、環境経営推進会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました（2019年度は、平成30年度決算関係書類の提出など38件）。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案へ

の再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

イ 監事は、機構の業務の状況が事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に陪席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

ウ 監事は、主要な事業所（筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、種子島宇宙センター、角田宇宙センター）について往査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、施設設備の実地調査等により確認しました。また、その他の事業所については、西日本衛星防災利用研究センター、臼田宇宙空間観測所及び能代ロケット実験場の往査を行いました。

また、主要な組織（総務部、安全・信頼性推進部、セキュリティ・情報化推進部、チーフエンジニア室、評価・監査部、国際宇宙探査センター、宇宙科学研究所研究総主幹及びプログラムディレクター傘下の組織）について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧、施設設備の実地調査により確認しました。

エ 監事は、2020年2月に設置された理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席し、必要に応じ意見を述べました。対策本部会議では、役職員やその家族、来訪者等の安全を最優先としつつ、重要な事業を可能な限り継続させるために、必要な情報収集、情報発信を踏まえた適切かつタイムリーな感染防止策の策定、周知、推進等が行われ、その結果、打上げ等の重要業務が確実に遂行されたと認めます。

(3) 契約の適正性についての監査

ア 監事は、四半期に一回開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正化及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。

イ 監事は、5億円超の契約伝票（支出契約389件1,402億円及び収入契約33件742億円）の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

ウ 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会（開催43回、案件数2,177件）の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(4) 財務諸表等の監査

- ア 監事は、財務部と必要に応じミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行い、決算に向けた会計上の課題について意見交換を行いました。
- イ 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- ウ 監事は、2019年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、会計基準の改正への対応などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。

(5) 会計監査人との連携

- ア 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに必要に応じて説明を求めました。また、監査に立会い、その相当性を確認しました。
- イ 監事は、会計監査人から、2019年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2019年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- ウ 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(6) 内部監査部門・業績評価部門との連携

- 監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。
- また、監事補佐を担当する監事室とは密に連絡を取り合い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(7) その他

- 監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を行いました。また、日本監査役協会や監査法人が行うセミナーに出席し、独立行政法人通則法の改正に伴う監事監査実施上の留意点などの監査手法の習得に努め、監査へ反映しました。さらに、監査を補強する情報収集の一環として、主要宇宙航空関連企業視察および幹部との意見交換を実施しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定^{*7}において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2019 年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以 上

⁷ ・独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日)
・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日)
・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)
・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日)

令和元事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年7月22日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 山川 宏 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 田 修 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 聡 一 郎 ⑩

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの令和元事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上